

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 防衛庁)

【事務・事業名】 自衛隊の周辺業務[自衛隊後方支援業務(自衛隊自動車教習所の運營業務)]	
1. 根拠法令	防衛庁設置法、道路交通法、道路交通法施行令等
2. 実施主体	自衛隊による運転免許取得のための自動車運転教習等
3. 従事者数	集計中
4. 予算額	算定困難
5. 事務・事業の内容	自衛隊員に対する大型自動車免許等の運転免許取得に関する事業
6. 民間開放の状況	<p>(1)道路交通法施行令第34条「法第96条第2項の政令で定める者は、自衛隊の自動車の運転に関する教習を行なう施設において大型自動車の運転に関する教習を修了した自衛官とする。」の規定により、自衛官が若年で大型免許を取得することが可能という特例を認めて貰っている。これは、自衛隊が、規律正しい環境下において、あらゆる場面を捉えて常に厳正な教習を組織的に行っており、民間の自動車学校とは異なるという現状を踏まえて認められたものである。</p> <p>(2)自衛隊の自動車教習所への入所は、ただ単に操縦技量を教え、免許を付与するという民間の自動車学校への入校とは異なり、若年隊員に対する自衛官教育の一環として捉えている。教育期間中、寝食をともにする団体生活を基盤として教習等を実施することにより、操縦技量の他に、自衛隊の中における上下関係、営内サービスのあり方等を習得させている。</p> <p>(3)民間の自動車学校における教官と生徒の関係だけではなく、平素の隊員の身上把握等も含めた素養を考慮した上で、指揮系統に基づく自衛官による教習が必要であるため民間開放はしていない。</p>
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	この特例規定による教習が実施ができなくなると、車両化が進んでいる自衛隊にとって所要の車両操縦手を確保できなくなり、防衛庁・自衛隊の任務の遂行に支障をきたすことになる。
8. 更なる民間開放についての見解	現状における特例規定等が維持されることが確保されない限り民間開放することはできない。また、自衛隊の任務遂行が可能な専門操縦要員を養成することは必要不可欠なことであり、現行制度を維持していくことが必要である。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 防衛庁)

【事務・事業名】 自衛隊の周辺業務[自衛隊後方支援業務(自衛隊自動車教習所の運營業務)]

## 9. 個別の質問項目

自衛隊自動車教習所の運營業務については、若年隊員に対する自衛官教育の一環として指揮系統に基づく自衛官による教習が必要であることから民間開放できないとのことであるが、そもそも自衛官教育は本来の訓練業務の中で行うべきことであり、自動車教習等、技能の習得を目的とした教育において必要不可欠のものではないと考える。むしろ効率的に技能を習得させるべく、民間を活用すべきと考えるが、民間開放することにはいかなる具体的支障があるのか、貴庁の見解を伺いたい。

(1)自衛隊においては、任務遂行上、大型免許の必要な自衛官に対して自動車教習を実施し計画的に輸送業務に従事する専門要員を養成している。

(2)再三記述しているが、年齢の特例規定による教習が実施ができなくなると、車両化が進んでいる自衛隊にとって所要の車両操縦手を確保できなくなり、防衛庁・自衛隊の任務の遂行に支障をきたすことになる

(3)養成期間中は寝食をともにする団体生活を基盤として教習等を実施することにより、操縦技量の他に、自衛隊の中における上下関係、営内サービスのあり方等を習得させている。また、入所間の教習についても、道路交通法施行規則に規定されている教習の他に、各種地形における操縦、車両部隊の行動、夜間操縦、車両整備等を実施して、自衛隊の操縦手としての専門知識の修得及び資質向上としての体力練成も実施しており、これは単に運転免許の取得を目的とするだけでなく自衛隊の任務遂行が可能な専門操縦要員の養成を目的としている。御指摘の本来の訓練業務とは何をさしてしているのか不明であるが、専門要員の養成は自衛官教育そのものであり、その中には、免許の取得も当然含まれる。

(4)民間の自動車学校における教官と生徒の関係だけではなく、平素の隊員の身上把握等も含めた素養を考慮した上で、指揮系統に基づく自衛官による教習が必要である。